

# ( 補足資料 )

## 管理機関の業務の適正性の確保

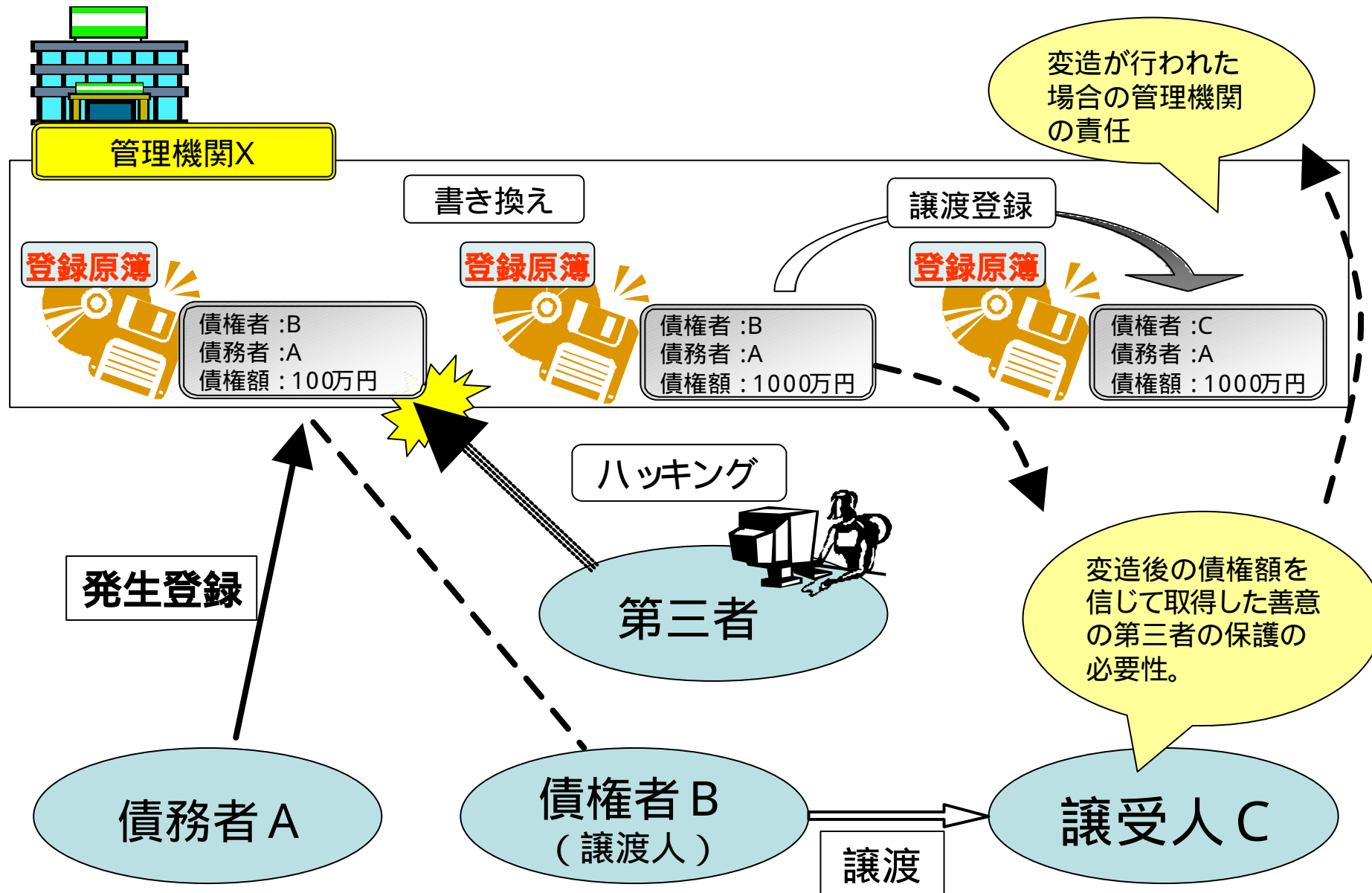
平成18年10月25日 ( 水 )

金融庁

# 目次

1	電子登録債権の変造	.....	2
2	管理機関が自らが債権者・債務者である電子登録 債権を取り扱う場合の利点及び弊害	.....	3
3	兼業禁止の例	.....	4
4	兼業に関する弊害防止措置の例	.....	5
5	管理機関の数	.....	7
6	財務規制等の例	.....	8
7	参照条文	.....	9

# 1 電子登録債権の変造



(注) 第二部会30・情報技術革新WG16資料4 - 1より再掲(一部修正)

## 2 管理機関が自らが債権者・債務者である電子登録債権を取り扱う場合の利点及び弊害

### (利点の例)

- 管理機関が債権譲受・債務引受による同期的管理を行うことができる。
- 金融機関など多様な事業会社が本体のまま管理機関となれる。
- 管理機関自らが電子登録債権を利用した取引・資金調達ができる。

### (弊害の例)

次のようなおそれがあり、管理機関の公正性・中立性が疑われる。

- 自らが債権者である電子登録債権について支払を受けたのに、支払等登録をしない。
- 自らが債務者である電子登録債権について支払を行っていないのに、支払等登録をする。
- 登録原簿を改ざんし、自らの債権の増額や債務の減額をする。
- 管理機関が保有する電子登録債権を差し押える場合に、譲渡登録に応じない。

(注) 社債等振替法における振替機関は、自らが振替社債等を保有するための口座を持つことが原則として禁止される。

### 3 兼業禁止の例

#### 社債等の振替に関する法律

##### (兼業の制限)

第九条 振替機関は、振替業及び保管振替業等のほか、他の業務を営むことができない。ただし、振替業に関連する業務で、当該振替機関が振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 振替機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

#### 株券等の保管及び振替に関する法律

##### (兼業の制限)

第四条の二 保管振替機関は、保管振替業及び振替業等のほか、他の業務を営むことができない。ただし、保管振替業に関連する業務で、当該保管振替機関が保管振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

#### 証券取引法

百五十六条の六 証券取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、証券会社等（第二条第三十項に規定する証券会社等をいう。以下この項において同じ。）以外の者を相手方として、証券会社等以外の者が行う対象取引（同条第三十項に規定する対象取引をいう。以下この章において同じ。）に基づく債務の引受けを業として行うことができる。

証券取引清算機関（証券取引清算機関が証券取引所である場合を除く。以下この条、百五十六条の十三、百五十六条の十四及び百五十六条の十七第一項において同じ。）は、有価証券債務引受業等及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、有価証券債務引受業に関連する業務で、当該証券取引清算機関が有価証券債務引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

証券取引清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

## 4 兼業に関する弊害防止措置の例

### みなし公務員規制

#### 抵当証券業の規制等に関する法律

( 秘密保持義務等 )

第三十三条 抵当証券保管機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、保管等事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 保管等事業に従事する抵当証券保管機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### 部門間の情報交換の禁止

#### 金融機関の証券業務に関する内閣府令

( 証券業務以外の業務を営む場合の禁止行為 )

第二十七条の二 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

四 証券仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。)又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務に従事する役員若しくは使用人に提供すること。ただし、次に掲げる場合及び証券仲介業務を実施する組織(融資業務を併せて実施する組織に限る。)の業務を統括する役員又は使用人に提供する場合を除く。

イ 非公開融資等情報(法人関係情報を除く。)の提供につき、事前に顧客の書面による同意(前条第十五号の顧客の書面による同意を含む。)を得て提供する場合

ロ 証券業務に係る法令を遵守するために、融資業務に従事する役員又は使用人から非公開融資等情報を受領する必要があると認められる場合

#### 証券会社の行為規制等に関する内閣府令

( その他業務を営む場合の禁止行為 )

第十一条 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

十二 証券業に従事する役員又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為(次に掲げる場合を除く。)(以下略)

#### 証券取引法

第四十四条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務(第四号において「その他業務」という。)を営む場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

四 前三号に掲げるもののほか、その他業務に関連して行う第二条第八項各号に掲げる行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

## 情報の目的外利用の制限

### 銀行法施行規則

#### (返済能力情報の取扱い)

第十三条の六の六 銀行は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び銀行に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

## 担当者の分離

### 保険業法施行規則

#### 第二百十二条

3 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集（第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約に係るものに限る。）を行わないことを確保するための措置（当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）を講じていること。

## 契約に際して他の業における取引を条件とすることの禁止

### 金融機関の証券業務に関する内閣府令

第二十七条の二 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

一 信用の供与の条件として、法第六十五条第二項の取引をする行為又は当該取引を勧誘する行為（第二十一条第二号に掲げる行為によってするものを除く。）

### 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

#### 第二条

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

## 5 管理機関の数

金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理」金融庁  
情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ (座長メモ)、平成17年7月

### 2. 電子債権法制構築に当たっての基本的視点

多様な主体が将来にわたり容易に参入でき、電子債権を利用した金融サービスの成長性が確保される制度であること「成長」

「電子債権に関する基本的な考え方」 法務省 経済産業省 金融庁、平成17年12月

#### (1) 電子債権管理機関のあり方

複数の電子債権管理機関(民間企業)が併存することを可能とし、かつ、単層構造を採る制度とする(社債振替制度のような複層構造は採らない。 )。

電子債権管理機関のあり方の検討に当たっては、電子債権の信頼性を確保し、多様なニーズに電子債権が活用され得る制度とするという観点が必要である。



## 6 財務規制等の例

	銀行	証券会社	社債等振替機関	株式保管 振替機関	証券取引所	証券取引 清算機関
法律	銀行法	証券取引法	社債等振替法	株式保管振替法	証券取引法	証券取引法
免許制等	免許制	登録制	指定制	指定制	免許制	免許制
最低資本金 <sup>注1</sup>	20億円以上	5000万円以上	5億円以上	5億円以上	10億円以上	具体的金額の定めなし。 <sup>注2</sup>
純財産規制	-	5000万円以上	5億円以上	5億円以上	-	
その他の 資本金規制	自己資本 比率規制	自己資本 規制比率	-	-	-	-
セーフティネット	預金保険制度	投資者保護基金	加入者保護信託	連帯補てん義務	-	清算預託金

(注1) 会社法では、資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社は大会社と分類され、外部監査が義務付けられている。

(注2) 「有価証券債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し」ていることが、免許の取得条件としてあげられているが、具体的金額は定められていない。

## 7 参照条文

社債等の振替に関する法律

(振替業を営む者の指定)

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条第一項に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

(略)

- 四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
  - ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
  - ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ニ 第二十二條第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定により保管振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者
  - ホ 第二十二條第一項の規定若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役又は執行役でその処分を受けた日から五年を経過しない者
  - ヘ 前号に規定する法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

## 株券等の保管及び振替に関する法律

### (保管振替業を営む者の指定)

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条第一項各号に掲げ

る業務の全部（以下「保管振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

（略）

四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは社債等振替法第二十二条第一項の規定により社債等振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは社債等振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。

ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第九条の二第一項の規定若しくは社債等振替法第二十二条第一項の規定又はこの法律若しくは社債等振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役又は執行役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ 前号に規定する法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者